

「甲府市民健康ガイド」作成業務における広告取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、甲府市広告掲載要綱(平成19年12月企第7号。以下「要綱」という。)及び甲府市広告掲載基準(以下「基準」という。)に定めるもののほか、「甲府市民健康ガイド」作成業務における広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲等)

第2 掲載する広告の基準は、要綱第3、基準5及び基準7に定めるもののほか、甲府市民にとって有意なものであることとする。

(広告の規格等)

第3 広告の規格については、次の表に定めるとおりとする。

枠の大きさ	1 枠あたり、最大A4規格とする
色	フルカラー
配付部数	約75, 000部

(広告の作成等)

第4 甲府市民健康ガイド作成事業者(以下「事業者」という。)は要綱並びに基準及び本要領、その他市の指示に従い、広告の作成等を行うものとする。

2 事業者は、広告の内容及び広告主について、市が指示するところにより、あらかじめ市の審査を受け、その承認を得ることとする。

3 広告原稿の作成費用その他広告掲載に必要な費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の申込み等)

第5 広告掲載の募集は、事業者が行うこととし、広告主は、要綱第6に規定する広告掲載申込書(以下「申込書」という。)に広告案、その他事業者が必要と認める書類を添えて事業者に提出するものとする。

2 事業者は、広告主から前項に規定する書類の提出があったときは、要綱及び基準の規定に反していないか確認し、反していないと認められる場合には、保健衛生部保健衛生総室総務課に、申込書及び広告案を提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第6 市長は、第5第2項に規定する申込書及び広告案の提出があったときは、要綱第14に規定する甲府市広告審査委員会で広告掲載の可否を決定し、事業者に通知するものとする。

(広告の変更)

第7 事業者は、掲載の決定した広告の内容を変更しようとするときは、市の指示に従い、承認を得なければならない。

(配付の中止)

第8 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに甲府市民健康ガイドの配付を中止することができる。

- (1) 広告内容が要綱、基準及び本要領の規定に反すると認められるとき。
- (2) 事業者又は広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(広告に関する責任)

第9 事業者及び広告主は、広告に関する全ての事項において一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 事業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任において解決しなければならない。

3 市は、広告に関する全ての事項について、一切の責任を負わないものとする。

4 広告主の責任により、甲府市民健康ガイドへの広告掲載が適当でなくなった場合において、市がすでに支出を執行、又は執行予定の経費があるときは、全て広告主が負担するものとする。なお、事業者については、掲載が適当でなくなった広告を除いた甲府市民健康ガイドを作成し、配布を行うものとする。

(損害賠償)

第10 市は、第8の規定により甲府市民健康ガイドの配付を中止した場合において、事業者又は広告主に損害が生じたとしても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月23日から施行する。